

平成 28 年度第 1 回 門真市環境審議会の会議録

会議の名称	平成 28 年度第 1 回 門真市環境審議会
開催日時	平成 29 年 1 月 30 日（月） 午前 10 時～12 時
開催場所	門真市立リサイクルプラザ 5 階 マルチホール
出席者	会長 浦邊 真郎（福岡大学大学院工学研究科客員教授） 委員 福岡 雅子（大阪工業大学工学部環境工学科准教授） 委員 八木 優 （大阪府守口保健所衛生課長） 委員 上野 秀樹（大阪府枚方土木事務所維持保全課長） 委員 東野 信之（門真市自治連合会 脇田校区連合会長） 委員 岩田 清恵（門真市消費生活研究会） 委員 奥田 赳 （公募市民） 委員 金生 則夫（公募市民） 【欠席】 三輪 信哉（大阪学院大学国際学部准教授） 乾 明雄 （門真市 P T A 協議会） 大西 康弘（守口門真商工会議所 大峰化学(株)代表取締役） 長崎 達夫（パナソニック(株)品質・環境本部環境経営推進部部長） 【出席委員数 8 人/全 12 人中】 事務局 橋川 通夫 市民生活部環境政策課 課長 上田 修弘 市民生活部環境政策課 課長補佐 難波 篤司 市民生活部環境政策課 係員
議題 （内容）	議事 1. 門真市環境基本計画の進捗状況について 2. 門真市の環境教育・環境学習について 3. その他 配布資料 平成 28 年度第 1 回 門真市環境審議会次第 資料 1. 門真市環境基本計画年次報告書（平成 27 年度実績） 資料 2. 今後の門真市における環境教育・環境学習の方向性 参考資料 1. 平成 28 年度門真市環境審議会委員名簿 参考資料 2. 門真市環境基本条例 参考資料 3. 門真市環境審議会施行規則
傍聴定員	10 名（ただし当日の傍聴は 0 名）

担 当 部 署 (事務局)	市民生活部環境政策課 (電 話) 06-6909-4129
会 議 記 録 (議事内容)	
事務局 (橋川)	定刻となりましたので、只今より平成 28 年度第 1 回門真市環境審議会を開催させていただきます。 まず、本日はお忙しい中、また大変に寒い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。策定のご協力いただきました環境基本計画の進捗状況について、また、市の環境教育について、ご意見をいただくため、開催させていただきました。本日は、よろしくお願いいたします。 本日は、委員総数 12 名のうち、8 名の出席をいただいております。過半数の出席ですので、この会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。 続いて、本日の資料確認をさせていただきます。 (資料確認) なお、「参考資料 1」につきまして、金生委員のお名前の漢字に誤りがございましたので、差替え分を配布しております。申し訳ございませんでした。 また、本日の議題にはありませんが、当日配布資料として「門真市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】～第 4 期 門真市エコオフィス推進計画～」を机の上に置いております。こちらは、本市の事務・事業において排出する温室効果ガスの削減に取り組む計画として平成 28 年 3 月に策定したものです。参考までに一読ください。 なお、後日会議録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。 では、これ以降の議事進行については、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。
浦邊会長	それでは、会議次第に従いまして、進行していきたいと思います。 はじめに、議題 1 「門真市環境基本計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。
事務局 (上田)	それでは、議題 1 について説明させていただきます。資料 1 「門真市環境基本計画年次報告書 (平成 27 年度実績)」をご覧ください。 はじめに、3 ページをご覧ください。門真市環境基本計画について、平成 27 年度に策定し、「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち

門真」を環境像として、①環境学習の推進、②低炭素社会の構築、③循環型社会の構築、④生活環境の保全の4つの目標で構成し、施策を進めます。4ページに施策体系を図式化したものを掲載しております。

今回は、進捗状況についての報告になりますので、事務事業評価をもとに、各施策の柱ごとの進捗状況の報告と取組内容について委員のみなさんの意見をいただきたいと思います。その内容を踏まえ、取組内容の検討・改善をしていきます。

5ページをご覧ください。各目標の施策について事務事業評価シートをもとに重要度と満足度の平均を算出し、グラフ化したものになります。見方としては、上に記載しています。また、比較参考として本市全296事業の平均値も併せて記載しています。

目標1 環境学習の推進については、②環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供が重要度・満足度ともに高く維持領域にありますが、その他の施策については改善領域という結果になりました。

6ページをご覧ください。目標2 低炭素社会の構築については、③-2 環境経営への支援は維持領域にありますが、その他の施策については改善領域という結果になりました。

7ページをご覧ください。目標3 循環型社会の構築については、③一般廃棄物処理の効率化が重要度・満足度ともに高く維持領域にありますが、その他の施策については改善領域という結果になりました。

8ページをご覧ください。目標4 生活環境の保全については、②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進を除き維持領域という結果になりました。

この結果をもとに今後、改善点の洗い出しなどにより充実を図ります。また、具体的な取組状況については、施策別評価シートにまとめていますので説明させていただきます。

11ページをご覧ください。はじめに、目標1 環境学習の推進に関する施策になります。

①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成、①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組拡大の施策における事業では、地域通貨発行運営交付金事業が28年度目標値を27年度実績が上回りました。

12ページをご覧ください。②環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供の施策における事業では、例年、門真市内の小学校4年生を対象に施設見学や体験学習を実施しています。

13ページをご覧ください。③積極的な取組の表彰や普及啓発事業

の推進の施策における事業では、29 回普及活動を実施しました。

15 ページをご覧ください。目標 2 低炭素社会の構築に関する施策になります。

①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進、①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進の施策における事業では、防犯灯の L E D 化を図るため、871 灯の設置費等の補助を実施しました。

17 ページをご覧ください。②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発、②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備の施策における事業では、環境啓発施設の拠点でもある本施設の利用者が 8,064 人でした。

19 ページをご覧ください。③-1 環境関連産業の育成、③-2 環境経営への支援の施策における事業では、騒音や振動防止対策する事業所へ防音壁や低騒音機器への更新に対し補助金を出しています。企業への周知件数が 28 年度目標値より 27 年度実績値が上回りました。

21 ページをご覧ください。目標 3 循環型社会の形成に関する施策になります。

①-1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発、①-2 分別排出の更なる推進の施策における事業では、リサイクルシステムを推進するため、平成 27 年 10 月から資源物持去り対策事業を開始し、パトロールや指導による持去り行為禁止を推進しています。平成 27 年度は 52 回指導を実施しました。

22 ページをご覧ください。②事業所から排出されるごみの再生資源化の促進の施策においては、事業としての位置づけはありませんが、適正処理の観点から、事業所からのごみを搬入する収集運搬許可事業者に対し、展開検査を行うとともに、許可業者と協力しながら事業所への指導・啓発を行っています。

23 ページをご覧ください。③一般廃棄物処理の効率化における事業では、分別等の推進により、ごみの焼却量は年々減少しています。

25 ページをご覧ください。③目標 4 生活環境の保全に関する施策になります。

①-1 健康に過ごせる生活環境の保全、①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応における事業では、大気、水質、騒音、振動などは改善しているものの、悪臭等による公害の苦情は微増傾向にあり合計で 104 件となりました。

27 ページをご覧ください。②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進、②-2 緑の適正な配置と維持管理における事業では、市内

	緑化を推進するため、門真市緑化に関する指導要綱に基づき、9,152㎡となりました。 29 ページをご覧ください。③快適環境の保全とモラル・マナーの向上における事業では、環境美化推進事業として、門真市美しいまちづくり推進協議会を設置し、市民・事業者と協働で清掃・啓発活動を実施しています。また、市民の清掃活動支援等も行い、用具等貸与団体数は11団体となりました。 なお、目標1環境学習の推進に関しては、この後の議題2でも説明及び質疑の時間を設けておりますので、まずは、目標2低炭素社会の構築、目標3循環型社会の形成、目標4生活環境の保全についての、ご意見をいただきたいと考えております。 説明は以上でございます。
浦邊会長	ありがとうございました。事務局の説明で本計画の各施策ごとの取組状況や課題の説明がありましたが、何かご意見等はございますか。 まず、5ページの目標1環境学習の推進について、議題2でも質疑の時間を設けているとのことですが、何かご意見等ございますか。
福岡委員	重要度と満足度の5段階評価でアンケートをした結果、全事業の平均値よりも環境関連事業の平均値が低いものが多いと見受けられます。これは、アンケート調査で1や2に点数を付けた方が多く、4や5を付けた方が少なく3となっているのか、それとも3を付けた方が多いのかで今後の対応策などが変わってくるのではないかと思います。そのあたりの内訳はどのような感じなのでしょう。
事務局（橋川）	細かいバラつきなど詳しい内訳は把握できておりませんが、当課で個別事業でアンケートを取った結果から推測しますと、環境関係においては、重要度が高いと思われる方もいれば、低いと思われる方もおられ、二極化していると感じています。しかし、どちらかというと重要度は、環境は低くなっています。
浦邊会長	施策の内容がわかりやすいものとわかりにくいものがあると思いますので、やはりわかりやすいものに関しては、それなりに重要度や満足度が高いのではないかと思います。 また、評価しにくいものもあるのではないかと思います。その結果、バラつきや重要度・満足度が他よりも低いということもあるのではないかと思います。

	次に、6 ページの目標 2 低炭素社会の構築について、何かご意見等がございますか。 (意見なし) 次に、7 ページの目標 3 循環型社会の形成について、何かご意見等がございますか。 (意見なし) 次に、8 ページの目標 4 生物環境の保全について、何かご意見等がございますか。 (意見なし) 次に、施策別評価シートの 11 ページから 13 ページまでの 1 環境学習の推進について、何かご意見等がございますか。 実績値と目標値がありますが、例えば、①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成にあります、かどま市民大学について、達成できなかった理由とかはあるのでしょうか。
事務局（橋川）	かどま市民大学については、自主的に応募いただき門真市に関する講座を受けていただきます。その中に、環境に関する講座もあり施設見学や勉強会など行っております。一部の講座を受けることもできますが、全部を受けると回数が多いこともあり、市政全般の講座を受講することがなかなか難しい方もおられ、参加人数が伸び悩んでいるのではないかと考えます。
金生委員	かどま市民大学に参加したことがあるのですが、年々参加者が減ってきている状態ですので、一人でも多くの市民に参加してもらうため、今後、活動内容等を見直すべきではないかと思います。
事務局（橋川）	年々参加者が減っている状態ではあります。しかし、事業としての重要度は高く評価されておりますことから、今後、手法等を検討し、参加人数を増加させるべきと考えます。
福岡委員	かどま市民大学もそうですが、地域通貨発行運営交付金事業につきましても、年々減少傾向にあるのではないかと思います。アンケート調査の設問がどのような形になっているのかはわかりませんが、重要度が低くてもよいのか、それとも重要と思ってもらえるようにしていくのか。また、地域通貨については時代の流れもあり、廃止していくところもあります。そういったことを環境審議会からアドバイスをしていくのか。どのような議論をすればよいのでしょうか。

浦邊会長	この実績と目標数値については、どのタイミングでわかるものですか。
事務局（橋川）	平成 27 年度の実績については、平成 28 年 5 月にアンケート調査を実施しておりますので、平成 28 年度の実績については、平成 29 年 5 月にアンケート調査を実施することになります。
浦邊会長	次回の会議では、平成 27 年度実績と平成 28 年度実績と比較でき、動向がわかるということですか。
事務局（橋川）	はい。動向がわかるよう標記することは可能です。また、先程、福岡委員がおっしゃられていました地域通貨など、ご意見をいただいた事業については、それをもとに各課で見直すようになります。継続、改善、廃止を含め検討していきます。結果をもとに次年度に以降に評価を受けますので、比較していくことは可能です。
浦邊会長	当日配布いただいた「門真市地球温暖化対策実行計画」というものが各課にあるということでしょうか。それとも P D C A のアクションまで記載されているのでしょうか。
事務局（橋川）	全庁一丸となって取り組むための計画書となっております。 また、事務事業評価については、人員、経費、取組内容、課題など各課でまとめたものを報告し、庁内検討委員会、市民ご意見番アンケート調査の流れで行っております。
浦邊会長	次に、15 ページから 19 ページまでの 2 低炭素社会の構築について、何かご意見等はございますか。 確認になりますが、平成 28 年度の目標数値については、平成 27 年度実績を見て設定するのか、それともそれ以前に設定しているものですか。
事務局（橋川）	平成 27 年度実績に反映するとなると平成 29 年度の目標数値になります。タイムラグはありますが、継続して行っているものです。
福岡委員	16 ページの①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進の中で、例えば、小路中第 1 地区整備事業で平成 27 年度実績が 8.33% に対し、平成 28 年度目標数値が 41.67% と差が大きいという

	のは、事業の進捗状況を示しているからなのでしょう。また、防犯灯電気料金補助事業については、平成 27 年度実績と平成 28 年度目標数値が 6,859 箇所となっているのは、継続して補助するからなのでしょう。新たに増やすという見方ではないということでしょうか。
事務局（橋川）	特にまちづくりについては、年度ごとの進捗状況になりますので、実績と目標数値を比較すると乖離があるように見えてしまいます。目標年次になれば予定通りであれば、100%になるということで、他の比較方法とは少し違うことになります。たとえば、防犯灯電気料金補助事業については、年度により随時目標等は変わっていきます。ご指摘のとおり、記載方法について工夫する必要があると考えます。
浦邊会長	次に、21 ページから 23 ページまでの 3 循環型社会の形成について、何かご意見等はございますか。 22 ページの②事業所から排出されるごみの再生資源化の促進で「適正処理の観点から事業所からのごみを搬入する収集運搬許可業者に対し、展開検査を行うとともに、協力しながら指導・啓発を行っています。」とありますが、具体的な評価はないのでしょうか。
事務局（橋川）	実施した主な事業は無しとなっておりますが、事務事業の中には、他の大きな事業のくくりの中で、行うものもあります。たとえば、焼却やごみの資源化などの維持管理事業の中で実施しているものもございます。 皆様にひとつの事業としてお示しして評価していただきにくいため、このような表現になっております。 事業者についても、各家庭同様に分別していただくこととなっておりますので、収集の過程でまとめられてしまうことがないようにチェックしております。収集業者に展開検査を行うことで、他のものが混じっていないか、どこから出されたものなのかがある程度わかりますので、業者に連絡するようにしています。検査は年 4 日程度実施しています。
奥田委員	21 ページの資源物持去り対策事業になりますが、指導対策等増えていると思いますが、特に新聞ですと朝の 5 時頃から業者が回っており、指導がなかなか難しいと思いますが対策等検討していただければと思います。

事務局（橋川）	資源物持ち去り対策事業については、データを集め、どなたが持ち去りをしているのかは、かなり把握できてきております。 委員のご指摘のとおり紙類などについては、どの車が持ち去りをしているのか、また、買取する業者がありますので、一部には、持ち去らないように声を掛けさせていただいております。今後も可能な限り声を掛ける予定にしており、それが一番効果的かと考えております。 また、古紙に関しては、事業を開始してから収益が2倍程度になりましたが、特に、古紙を積んだトラックが、かなりのスピードで走り回っていて危険ですので、どんどん少なくしていきたいと考えております。
金生委員	私が住んでいる石原町では、住宅が密集している中で、新聞を集めてきては山積みになったり、空き缶などはその場で踏み潰して騒音となっています。特に、石原町では持ち去りする人が多いような気がします。市に問い合わせしたところ業者に委託し巡回していると聞きましたが、まだ、持ち去りする人が減っていないです。 それから、アルミ缶などは、老人会等でみんなが協力して集め、売却すると年間30万円から40万円になるそうです。そうなれば、個人からの会費をいただかなくても会を運営していけるようになります。 門真市では、資源物持ち去り対策事業を実施していますので、アルミ缶の収益はどのくらい上がっているのでしょうか。
事務局（橋川）	1点目の持ち去りが減っていないということについてですが、朝5時から業者に回っていただいております、職員も回っております。 金生委員がおっしゃられた地区については、かなり個人が持ち去っているのと軽トラックが、多く走っている現場を確認しております。 2点目のアルミ缶については、おっしゃられたようなことをヒントに考えている状況です。 たとえば、再生資源集団回収奨励金交付事業で、自治会等でどの地域の古紙・古布等を集められているかのアンケート調査を実施しました。 その結果をもとに市域のカバーできている場所とカバーできていない場所を把握しまして、空き缶を集めてみてはどうですかという形で紹介することも検討しています。その場合は、市の収益には入ってきませんが、自治会等の収益に繋がり、持ち去りの減少が期待できると考えております。

浦邊会長	アルミ缶については、正直効果が出ていない状態です。持ち去る人数も多いことから手をこまねいている状態です。 集団回収で集めたアルミ缶が持ち去られるのか、市に対して出したアルミ缶が持ち去られるのか、どちらなのでしょう。
事務局（橋川）	資源物持去りと我々が定義しているのは、市の集積場所から持っていくものになります。ただ、自治会の回収日に出したら持ち去られたということも聞いておりますが、それについては、回収時間や集積場所など自治会で工夫いただき対応していただくようお願いしております。今回の持去りというのは市内集積場所で 4,000 箇所あり、その場所は告示しています。
東野委員	ごみの話になると積極的に意見が出ますが、どのような方にこのアンケート調査を実施されているのですか。また、市民に低炭素や温暖化というような専門的なことはなかなかわかりにくいと思います。 私は、自治会をしています。自治会に入っていない方々は、誰が持っていこうが関係ないという状態です。また、罰則もないので捕まえても何もできない状態に加え、その場で注意するとトラブルが発生してしまいます。私の地域では家の前にごみを出すというところが多く、違法に持っていかれたとしても、持って行ってくれればいいということになってしまいます。そういった状態をもっと調べた上で対策を検討していただけたらと思います。 それから、この結果を見ますと重要なものなのに重要度が低かったり、本当に満足しているのかどうか疑問に感じます。アンケートの対象者を吟味する必要があるのではないかと思います。
事務局（橋川）	調査の対象につきましては、無作為ですが年齢別になるよう調査させていただきます。万遍なく調査しております。 本市では、集積場所と個別の件数は、2,000 ずつ程度になっています。両方とも今回の持去り禁止の場所とさせていただきます。また、熱心な方は、持去り現場のビデオを撮っていただいたり、注意していただいたりしておりますが、それによりトラブルや後々被害にあったりすることも考えられますので、基本的には情報提供いただき、我々が動くようにしております。持去りによる収入がなくなると生活に影響するような場合には、社会保障制度の案内をさせていただきます。

浦邊会長	持去りに関しては、他市でも困っている状態です。集団回収を行っている団体も一部に過ぎず、資源ごみの日に出すというのが多いため、その日に合せて持去りにくるという状態です。 事業も多く、評価等難しいところもありますが、時間もありますので、次の議題に移りたいと思います。
事務局（上田）	それでは、議題2について説明させていただきます。資料2「今後の門真市における環境教育・環境学習の方向性」をご覧ください。 本市では、先程、議題1でご説明しましたように環境学習推進事業を中心に取り組んでおり、環境教育・環境学習の定義として、おおむね行政主体に発信するものを環境教育、市民等自主的に発信するものを環境学習と考えておりますが、環境教育・環境学習についての内容、方向性及び目標などが明確化していない状況です。 参考までに、他市町村で行われている環境教育・環境学習の取組を併せて掲載しています。 皆様方それぞれのお立場から門真市の環境教育・環境学習に関して、新たに取り入れるべき内容等につきまして、ご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いします。
浦邊会長	ありがとうございました。事務局の説明で今後の門真市における環境教育・環境学習のあり方につきまして説明がありましたが、ご意見等ございますか。 環境学習について、本日欠席されている三輪副会長から何かご意見等はありましたか。
事務局（橋川）	事前にいただいた意見としまして、環境というものは非常に捉えにくいものであるとのこと。具体的に目に見える形にして環境を認識できるような取組を進めていく方が有効な教育につながるもののご意見をいただきました。 また、他市で取り組んでいるような出前講座でも、目に見えるようにしたり、自然というものを目の前にしながら、温暖化などによってどうなるのかというような形で、目に見える形で示していくことが必要とのご指摘をいただきました。 今回のこの議題についても、議題1の中で環境教育・環境学習というものが計画の中心になっていることもあり、行政同士の情報交換等を行っておりますが、有効であろうものに取り組んでいる状況です。

	本市の地域特性に合わせた形での取組について、それぞれの立場からさまざまな意見をいただきたいと思います。
浦邊会長	三輪副会長がおっしゃるように、市民の方に見える形や的確に内容を掴めるようにしていく必要があると思います。また、環境教育・環境学習を進めていく中で、他市で実施しているように幼稚園、保育所、小学校などターゲットを絞って実施していくのも1つの方法かと思います。
福岡委員	資料2を拝見しますと、環境学習基本方針のイメージがありますが、今後このような形で策定していくということでしょうか。
事務局（橋川）	他市を調べてみますと、このような計画を策定し、それに基づき取組を推進している市もあるという例になります。我々が取り組んでいる中で、環境教育・環境学習とは何ですかという意見もあり、きちんと環境教育・環境学習を定義し目標像をつかんだ上で将来を見越した取組を実施していく必要があると考えております。
福岡委員	それでは、どのように策定していくかということも1つの課題であると思います。行政からの案に対し、審議会等で議論していくのか、それとも本日この場で自由に意見を出し合い行政側で検討していくのか、何を目的、成果に議論していくのかをこのメンバーで合意形成した方がよいかと思います。
事務局（橋川）	今回の会議は、諮問・答申を行うような形ではなく、様々な意見をいただく場として開催させていただいております。 具体的に、お示しできてはいない状況ではありますが、自由に皆様のご意見をいただきたいと思います。
浦邊会長	例えば、小学生ぐらいにターゲットを絞って検討していくとか、出前講座でももう少し年齢層を上げるとか、自然散策のようになると大人までになると思いますので、どのように検討していくかが難しいかと思います。
東野委員	学校の授業で取り入れるということは難しいのでしょうか。小学校や中学校ぐらいが環境意識を持たせるためのスタートラインではないかと思います。また、自分達で作っていくようなスタンスを形成していくことが大切だと思います。

	その方法を出前講座だけで終わらせてしまうのか、教育委員会とも連携して授業に組み込んでいくのかで変わると思いますので、そのあたりも検討していく必要があると思います。
上野委員	環境教育・環境学習ということですが、先程、福岡委員もおっしゃられておりましたが、何が問題なのかを洗い出し、その課題をどのように解決していくかということが必要だと思います。例えば、予算的・人力的問題であれば、環境活動されている団体や企業と連携することが必要になってくるのではないかと思います。
事務局（橋川）	現状については、リサイクルプラザで活動されている団体の共通の課題は、後継者がいないといった問題です。 事業を実施するにあたり、皆様の意見を参考にさせていただきたいと考えております。
東野委員	市民ファーストで考えていただくのはもちろんですが、環境は他人事になりやすく、行政が一定見本になって示していく必要があるのではないかと思います。
浦邊会長	何を目に見える形にして進めていくかというところが難しいと思います。
東野委員	事業の検討や実施にあたり、市民の参加意識もありますが、興味をもってもらえるような内容にしていけないことには後が続かないと思います。
福岡委員	門真市の特色として、工場地帯が多いように思います。工場の中に緑化されているような場所などもあるのではないのでしょうか。そういった施設と連携して、市民の方が自由に見学できるような環境を整えたり、他にも施設があればスタンプラリーにして散策できるようにしてみるのも1つかと思います。今ある自然を理解し、考えることと触れ合える機会が大切だと思います。この拠点施設を有効活用してさまざまなことができればと思います。
東野委員	この施設を利用するにあたって、シャトルバスなどもなく、徒歩か自転車か車しかない状況で交通アクセスが非常に悪いと思います。

事務局（橋川）	以前は市内巡回バスがあったのですが、今はなくなっています。発着時間の都合で利用者は少なかったですが。
浦邊会長	皆様から環境教育・環境学習について、さまざまな意見をいただきました。これを参考に事務局で今後検討していただきたいと思います。全体を通して、何かご意見等はございますか。
上野委員	全般的に言えることなのですが、目標数値と実績数値を用いて評価されているのですが、この数値がどのような意味を持つのかが少しわかりづらかったと思います。例えば、何が問題で目標数値より低いのかなど、資料に記載しておく方がよいかと思います。 次年度、以降どうしていくかを明確にしておく方がよいかと思います。
浦邊会長	評価シートで各事業の方針などは記載されているのでしょうか。
事務局（橋川）	評価シートの中に各課の取組状況や方向性などを記載しておりますので、そのあたりを抽出して資料にまとめることは可能です。
浦邊会長	最後に議題3その他として事務局より何かございますか。
事務局（上田）	2月5日に環境啓発イベントである、かどまエコフェスティバルを開催しますので、ご都合がよければ、足を運んでいただけたらと思います。以上です。
浦邊会長	それでは、以上をもちまして平成28年度第1回門真市環境審議会を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

平成 28 年度 第 1 回 門真市環境審議会
議事次第

日 時：平成 29 年 1 月 30 日（月） 午前 10 時から
場 所：門真市立リサイクルプラザ 5 F マルチホール

【議 題】

1. 門真市環境基本計画の進捗状況について
2. 門真市の環境教育・環境学習について
3. その他

【資 料】

資料 1. 門真市環境基本計画年次報告書（平成 27 年度実績）

資料 2. 今後の門真市における環境教育・環境学習の方向性

参考資料 1. 平成 28 年度門真市環境審議会委員名簿

参考資料 2. 門真市環境基本条例

参考資料 3. 門真市環境審議会施行規則

門真市環境基本計画年次報告書（平成 27 年度実績）



平成 29 年 1 月

市民生活部環境政策課

目 次

はじめに

1. 門真市環境基本計画について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 門真市環境基本計画の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 施策評価（総括）・・・・・・・・・・・・・・・・	5

施策別評価シート

1. 環境学習の推進	
①ー1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成・・・・・・・・	11
①ー2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大・・・・・・・・	11
② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供・・・・・・・・	12
③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進・・・・・・・・	13
2. 低炭素社会の構築	
①ー1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進・・・・・・・・	15
①ー2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用推進・・・・・・・・	15
②ー1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発・・・・	17
②ー2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備・・・・・・・・	17
③ー1 環境関連産業の育成・・・・・・・・・・・・・・・・	19
③ー2 環境経営への支援・・・・・・・・・・・・・・・・	19
3. 循環型社会の構築	
①ー1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発・・・・	21
①ー2 分別排出の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・	21
② 事業者から排出されるごみの再資源化の促進・・・・・・・・	22
③ 一般廃棄物処理の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・	23
4. 生活環境の保全	
①ー1 健康に過ごせる生活環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・	25
①ー2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応・・・・・・・・	25
②ー1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進・・・・・・・・	27
②ー2 緑の適正な配置と維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・	27
③ 快適環境の保全とモラル・マナーの向上・・・・・・・・	29

はじめに

1. 門真市環境基本計画について

(1) 門真市環境基本計画とは

門真市環境基本条例に基づく計画で、本市の環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

今ある環境を保全し、将来世代に良好な環境を受け継ぐことを目指し、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たし、協働して環境施策を推進するために平成 27 年 3 月に策定しました。

計画では、「未来の子どもたちにつなぐ美しいまち門真」を本市の目指す環境像として、その実現のために、「①環境学習の推進」、「②低炭素社会の構築」、「③循環型社会の構築」、「④生活環境の保全」の 4 つの目標を掲げ、取組の方向性を定め施策を推進します。

(2) 計画の期間

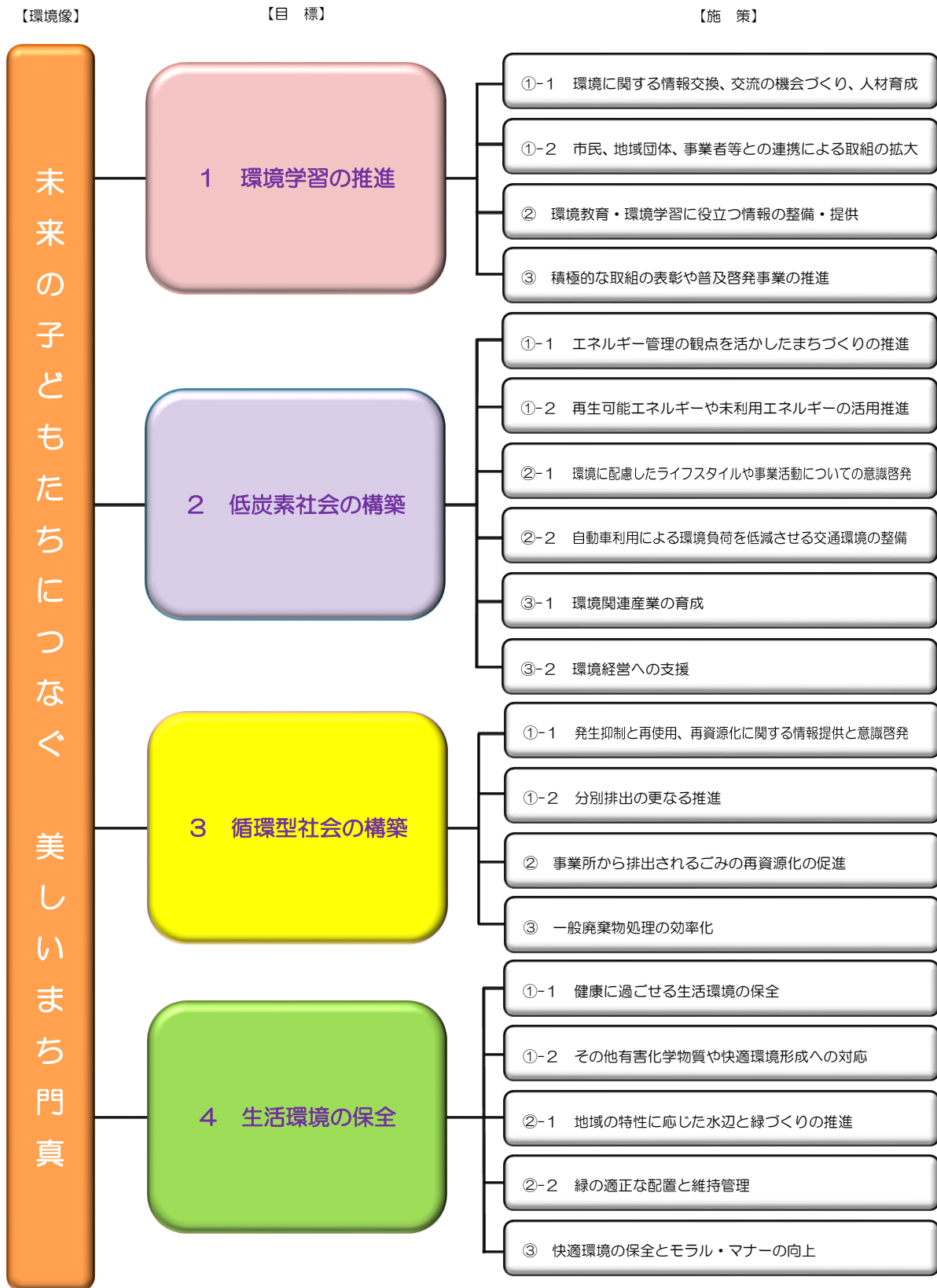
環境の保全及び創造を図るには、長期的な視点に立つ必要があることから平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間を計画期間とします。

また、社会情勢及び環境の変化などに対応するため、中間年度である平成 31 年度に計画の見直しを行うなど、門真市第 5 次総合計画及びその他の関連計画との整合性を図りながら、適宜見直しを行います。

(3) 年次報告書とは

門真市環境基本計画を適正に進行管理するために、年度ごとに各施策の取組状況を把握・表紙し、PDCA サイクルによる進行管理を行うため作成するものです。

2. 門真市環境基本計画の施策体系



3. 施策評価（総括表）

＜重要度と満足度の見方＞

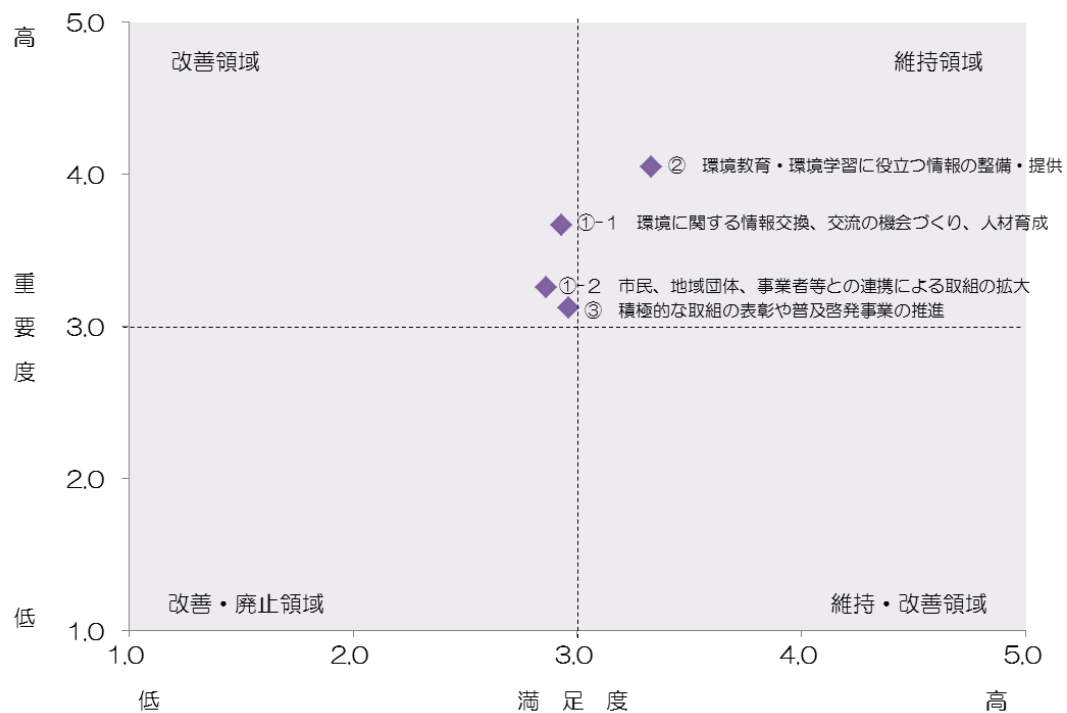
項 目	5	4	3	2	1
重要度	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
満足度	非常に重要	重要	普通	重要でない	全く重要でない

（参考数値：全事務事業（296 事業）平均数値）

重要度…3.80

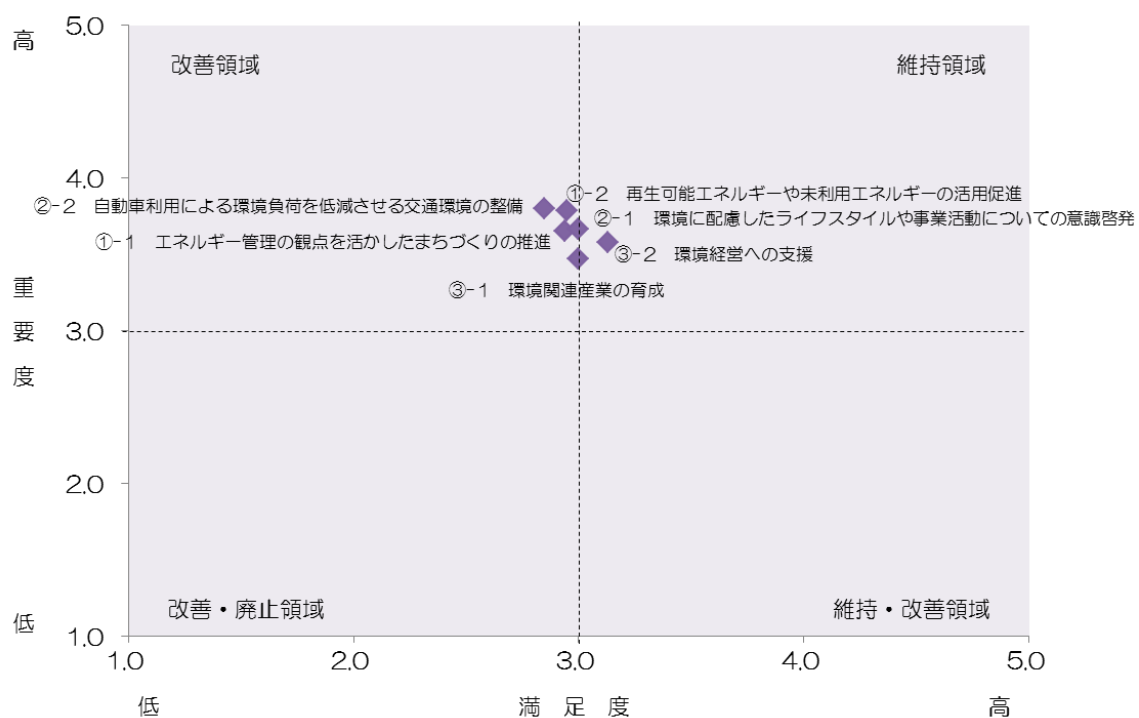
満足度…3.00

目標1 環境学習の推進



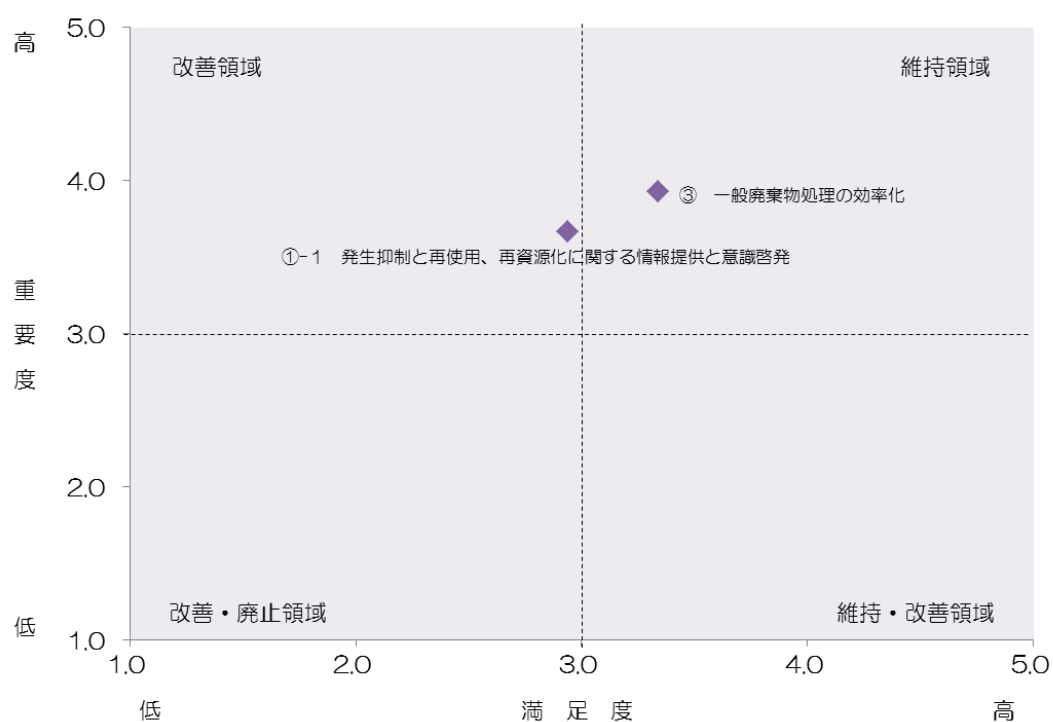
施 策	重要度平均	満足度平均
①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成	3.67	2.93
①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大	3.26	2.86
② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供	4.05	3.33
③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進	3.12	2.96

目標2 低炭素社会の構築



施 策	重要度平均	満足度平均
①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進	3.65	2.94
①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進	3.79	2.95
②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発	3.67	3.00
②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備	3.80	2.85
③-1 環境関連産業の育成	3.47	3.00
③-2 環境経営への支援	3.58	3.13

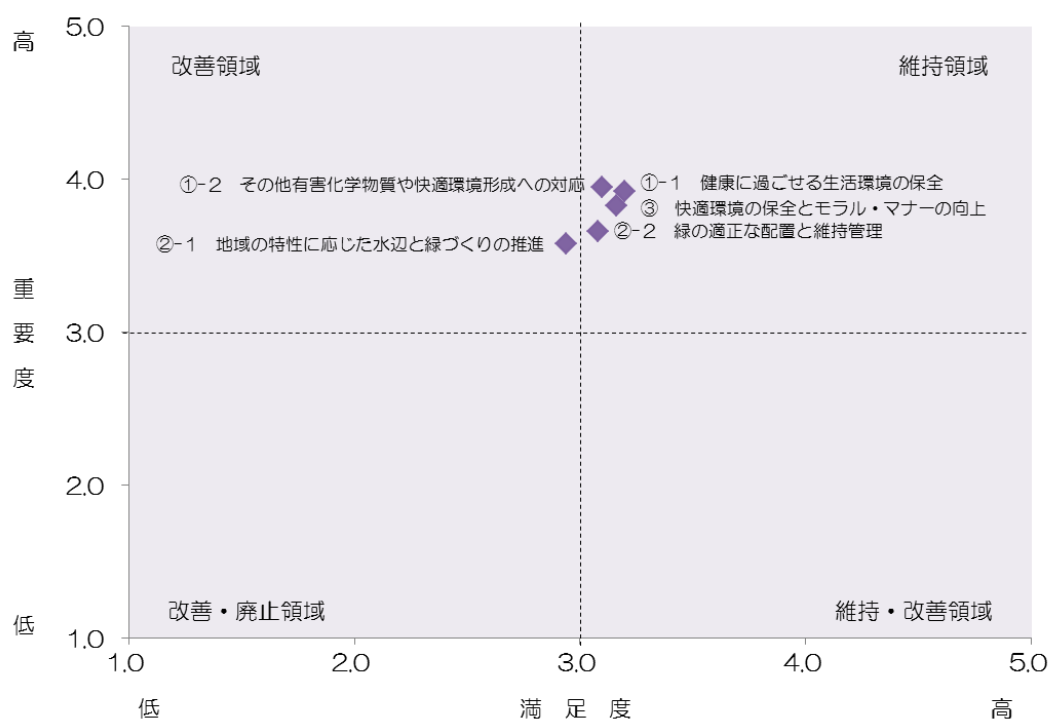
目標3 循環型社会の形成



施 策	重要度平均	満足度平均
①-1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発	3.67	2.94
①-2 分別排出の更なる推進	—	—
② 事業所から排出されるごみの再生資源化の促進	—	—
③ 一般廃棄物処理の効率化	3.93	3.34

※「①-2 分別排出の更なる推進」「②事業所から排出されるごみの再生資源化の促進」については、
該当事業がないため、算定できません。

目標4 生活環境の保全



施 策	重要度平均	満足度平均
①-1 健康に過ごせる生活環境の保全	3.92	3.20
①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応	3.95	3.10
②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進	3.58	2.94
②-2 緑の適正な配置と維持管理	3.66	3.08
③ 快適環境の保全とモラル・マナーの向上	3.83	3.16

施策別評価シート

1 環境学習の推進

計 画 (PLAN)			
目 標 1 環境学習の推進			
施 策 ①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成			
①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 学校や市民、地域団体、事業者等との連携による環境教育・環境学習の推進を図ります。 【実施した主な事業】 ①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成 - 人・まち・元気事業（出前講座・市民大学・協働まちづくり人材バンク） ①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大 - 市民公益活動事業補助事業 - 地域通貨発行運営交付金事業			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成	3.67	2.93	1
①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大	3.26	2.86	2
①-1 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
人・まち・元気事業（出前講座・市民大学・協働まちづくり人材バンク）	かどま市民大学への延べ参加人数	44 人	80 人
①-2 市民、地域団体、事業者等との連携による取組の拡大			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
市民公益活動事業補助事業	市民公益活動事業申請数	8 事業	13 事業
地域通貨発行運営交付金事業	地域通貨発行団体が把握するボランティア活動に活用した件数	217 件	160 件

計 画 (PLAN)			
目 標 1 環境学習の推進			
施 策 ② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 環境に関する情報の公開・提供の更なる充実化を図ります。 【実施した主な事業】 ② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供 ・ 環境学習推進事業			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策		重要度平均	満足度平均
② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供		4.05	3.33
			事業数
			1
② 環境教育・環境学習に役立つ情報の整備・提供			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
環境学習推進事業	学習参加者数	1,052 人	門真市内の 小学校4年 生全員

計 画 (PLAN)			
目 標 1 環境学習の推進			
施 策 ③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 環境保全等に関わる NPO や市民、地域団体、事業者等と連携した環境学習機会の拡大と充実を図ります。 【実施した主な事業】 ③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進 ・ 消費者団体育成事業			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進	3.12	2.96	1
③ 積極的な取組の表彰や普及啓発事業の推進			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
消費者団体育成事業	消費生活研究会が行った環境にやさしい安全・安心な生活普及活動回数	29 回	30 回

2 低炭素社会の構築

計 画 (PLAN)	
目 標	2 低炭素社会の構築
施 策	①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 ①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進
実 施 (DO)	
<取組の方向性> 密集市街地等での低炭素まちづくりの推進を図ります。 【実施した主な事業】 ①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 ・ 小路中第1地区整備事業 ・ 幸福町・垣内町地区整備事業 ・ 府営門真住宅建替計画調整事業 ・ 自治会建設支援事業 ・ 中学校施設整備事業 ・ 防犯灯 LED 化補助事業 ・ 中町地区整備事業 ・ 大和田駅周辺地区整備事業 ・ 地域活性化まちづくり推進補助事業 ・ 小学校施設整備事業 ・ 防犯灯電気料金補助事業 ①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進 ・ 建築物診断・改修補助事業 ・ 木造住宅等建て替え促進事業	

評 価 (CHECK)

【平成 28 年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進	3.65	2.94	11
①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進	3.79	2.95	2

①-1 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
小路中第 1 地区整備事業	老朽建築物等除去率 (各年度までの除去棟数/総除去棟数)	8.33%	41.67%
中町地区整備事業	老朽建築物等除去率 (各年度までの除去棟数/総除去棟数)	100.00%	100.00%
幸福町・垣内町地区整備事業	老朽建築物等除去率 (各年度までの除去棟数/総除去棟数)	66.67%	74.36%
大和田駅周辺地区整備事業	老朽建築物等除去率 (各年度までの除去棟数/総除去棟数)	0.00%	0.00%
府営門真住宅建替計画調整事業	大阪府との意見交換会の回数	1 回	—
地域活性化まちづくり推進補助事業	地域活性化まちづくり推進活動 補助金交付団体数	11 団体	13 団体
自治会館建設支援事業	補助金(自治会館建設)交付団 体数	1 団体	1 団体
小学校施設整備事業	大規模改造実施校数	1 校	1 校
中学校施設整備事業	大規模改造実施校数	1 校	—
防犯灯電気料金補助事業	防犯灯電気料金補助箇所数	6,859 箇所	6,859 箇所
防犯灯LED化補助事業	LED型防犯灯設置費等補助灯 数	871 灯	1,176 灯

①-2 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
建築物診断・改修補助事業	補助制度の周知活動回数	7 回	10 回
木造住宅等建て替え促進事業	補助制度の周知活動回数	4 回	5 回

計 画 (PLAN)	
目 標	2 低炭素社会の構築
施 策	②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発 ②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備
実 施 (DO)	
<取組の方向性> 省エネルギー行動の普及や公共交通の活用による、低炭素型の生活や事業活動の普及を図ります。	
【実施した主な事業】	
②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発 ・地球環境保全事業 ・リサイクルプラザ活性化事業	
②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備 ・道路整備事業 ・水路敷有効活用事業 ・サイクルロード整備事業 ・自転車対策事業 ・コミュニティバス運行補助事業	

評 価 (CHECK)

【平成 28 年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発	3.67	3.00	2
②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備	3.80	2.85	5

②-1 環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
地球環境保全事業	事業活動に伴う温室効果ガス 総排出量	15,740 t - CO ₂	15,468 t - CO ₂
リサイクルプラザ活性化事業	リサイクルプラザ利用者数	8,064 人	10,000 人

②-2 自動車利用による環境負荷を低減させる交通環境の整備

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
道路整備事業	道路整備延長	0m	0m
水路敷有効活用事業	【門真第6水路】水路整備調整 会議の開催や地域住民に対す る説明会の回数	1 回	2 回
サイクルロード整備事業	自転車ネットワーク基本計画 の策定	—	策定
自転車対策事業	自転車撤去台数（区域外除く）	4,991 台	4,500 台
コミュニティバス運行補助事 業	民間バス会社との協議回数	4 回	4 回

計 画 (PLAN)			
目 標 2 低炭素社会の構築			
施 策 ③-1 環境関連産業の育成			
③-2 環境経営への支援			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 環境と経済発展の両立を目指した、環境ビジネスの発展促進を図ります。 【実施した主な事業】 ③-1 環境関連産業の育成 ・ 中小企業サポートセンター運営事業 ③-2 環境経営への支援 ・ 企業操業支援補助事業			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策		重要度平均	満足度平均
③-1 環境関連産業の育成		3.47	3.00
③-2 環境経営への支援		3.58	3.13
③-1 環境関連産業の育成			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
中小企業サポートセンター運営事業	相談件数	1,006 件	960 件
③-2 環境経営への支援			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
企業操業支援補助事業	企業への周知件数	128 件	100 件

3 循環型社会の形成

計 画 (PLAN)

目 標 3 循環型社会の形成

施 策 ①-1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発

①-2 分別排出の更なる推進

実 施 (DO)

＜取組の方向性＞

市民の3R行動をみんなで支える仕組みを確立するよう努めます。

【実施した主な事業】

①-1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発

- ・資源物持ち去り対策事業
- ・再生資源集団回収奨励金交付事業
- ・「もったいない」普及事業
- ・リサイクルプラザ運営・管理事業

①-2 分別排出の更なる推進

※該当事業なし

評価 (CHECK)

【平成28年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
①- 1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発	3.67	2.94	4
①- 2 分別排出の更なる推進	—	—	—

①-1 発生抑制と再使用、再資源化に関する情報提供と意識啓発

事業名	活動指標	H27実績	H28目標
資源物持ち去り対策事業	指導回数	52回	104回
「もったいない」普及事業	講座等の開催回数	20回	22回
再生資源集団回収奨励金交付事業	交付団体資源化量（回収量）	2,770 t	3,462 t
リサイクルプラザ運営・管理事業	リサイクルプラザ利用者数	8,064人	10,000人

②-2 分別排出の更なる推進

※該当事業なし

計 画 (PLAN)			
目 標 3 循環型社会の形成			
施 策 ② 事業所から排出されるごみの再生資源化の促進			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 排出責任者の浸透と事業者の自主的なごみ減量の促進を図ります。 【実施した主な事業】 ② 事業所から排出されるごみの再生資源化の促進 ※該当事業なし			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
② 事業所から排出されるごみの再生資源化の促進	—	—	—
② 事業所から排出されるごみの再生資源化の促進 ※適正処理の観点から事業所からのごみを搬入する収集運搬許可業者に対し、展開検査を行うとともに、協力しながら指導・啓発を行っています。			

計 画 (PLAN)			
目 標 3 循環型社会の形成			
施 策 ③ 一般廃棄物処理の効率化			
実 施 (DO)			
<取組の方向性> 循環型社会に資する一般廃棄物処理システム等の構築を図ります。 【実施した主な事業】 ③ 一般廃棄物処理の効率化 ・ 一般ごみ収集運搬事業 ・ 臨時ごみ収集運搬事業 ・ クリーンセンター施設棟運転維持管理事業 ・ リサイクルプラザ施設運転維持管理等事業			
評 価 (CHECK)			
【平成 28 年度事務事業評価シートより】			
施 策		重要度平均	満足度平均
③ 一般廃棄物処理の効率化		3.93	3.34
③一般廃棄物処理の効率化			
事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
一般ごみ収集運搬事業	一般ごみ収集量	22,858 t	18,350 t
臨時ごみ収集運搬事業	持ち込みごみ受付件数	25,997 件	25,000 件
クリーンセンター施設棟運転 維持管理事業	ごみの焼却量	42,380 t	41,751 t
リサイクルプラザ施設運転維 持管理等事業	リサイクルプラザの処理量	3,232 t	3,269 t

4 生活環境の保全

計 画 (PLAN)	
目 標	4 生活環境の保全
施 策	①-1 健康に過ごせる生活環境の保全 ①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応
実 施 (DO)	
<取組の方向性> 環境監視体制の維持と、新たな環境汚染に対応する体制構築を図ります。 【実施した主な事業】 ①-1 健康に過ごせる生活環境の保全 ・ 公共下水道整備事業 ・ 公害対策事業 ・ 第二京阪道路環境監視事業 ・ 雨水貯留浸透施設設置指導事業 ①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応 ・ 防災対策事業 ・ し尿処理施設運営管理事業 ・ 危険家屋等対策事業	

評 価 (CHECK)

【平成 28 年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
①-1 健康に過ごせる生活環境の保全	3.92	3.20	4
①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応	3.95	3.10	3

①-1 健康に過ごせる生活環境の保全

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
公共下水道整備事業	排水面積普及向上率	1.3%	2.0%
公害対策事業	苦情件数	104 件	80 件
第二京阪道路環境監視事業	第 2 京阪道路に係る苦情件数	0 件	0 件
雨水貯留浸透施設設置指導事業	申請件数	8 件	10 件

①-2 その他有害化学物質や快適環境形成への対応

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
防災対策事業	アルファ化米の備蓄量	17,450 個	17,450 個
し尿処理施設運営管理事業	し尿・浄化槽汚泥の処理量	10,077kl	8,628kl
危険家屋等対策事業	対象建築物の所有者への連絡回数	85 回	30 回

計 画 (PLAN)	
目 標	4 生活環境の保全
施 策	②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進 ②-2 緑の適正な配置と維持管理
実 施 (DO)	
<取組の方向性> 水と緑の保全・創造による良好な環境の確保や開発等における環境配慮を図ります。 【実施した主な事業】 ②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進 ・開発指導要綱に基づく指導事業 ・緑化推進事業 ・親水空間整備事業 ・公園整備事業 ・保存樹等助成事業 ・第二京阪道路高架下利用事業 ①-2 緑の適正な配置と維持管理 ・北島地区土地区画整理事業 ・公園維持管理事業 ・農業振興事業	

評 価 (CHECK)

【平成 28 年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進	3.58	2.94	6
②-2 緑の適正な配置と維持管理	3.66	3.08	3

②-1 地域の特性に応じた水辺と緑づくりの推進

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
開発指導要綱に基づく指導事業	開発協議率	100%	100%
緑化推進事業	「門真市緑化に関する指導要綱」に基づき緑化された面積	9,152 m ²	10,000 m ²
親水空間整備事業	水路整備調整会議設置要綱に基づく調整会議実施回数	4回	3回
公園整備事業	門真市が管理する公園・広場・緑地の面積	16.0ha	16.0ha
保存樹等助成事業	保存樹等助成件数	26 件	26 件
第二京阪道路高架下利用事業	高架下利用計画に基づく土木課所管の利用計画箇所（全5箇所）のうち利用が開始された箇所数	3箇所	3箇所

②-2 緑の適正な配置と維持管理

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
北島地区土地区画整備事業	市支援補助の執行率 （各年度までの支援補助額/総支援補助額）	82.14%	100.00%
公園維持管理事業	直営作業や委託業務による公園施設の維持補修工事箇所（単年度延形状）	114 箇所	150 箇所
農業振興事業	れんこんの販売数（農業まつり）	700 本	700 本

計 画 (PLAN)

目 標 4 生活環境の保全

施 策 ③ 快適環境の保全とモラル・マナーの向上

実 施 (DO)

＜取組の方向性＞

快適で美しいまちづくりの推進を図ります。

【実施した主な事業】

③ 快適環境の保全とモラル・マナーの向上

- ・環境美化推進事業
- ・地域猫活動補助金交付事業

- ・環境美化推進事業
- ・地域猫活動補助金交付事業

評価 (CHECK)

【平成 28 年度事務事業評価シートより】

施 策	重要度平均	満足度平均	事業数
③ 快適環境の保全とモラル・マナーの向上	3.83	3.16	2

③快適環境の保全とモラル・マナーの向上

事 業 名	活 動 指 標	H27 実績	H28 目標
環境美化推進事業	環境美化用具等貸与（補充）団体の数	11 団体	50 団体
地域猫活動補助金交付事業	地域猫の不妊・去勢手術実績	14 匹	30 匹



「市民ご意見番アンケート調査について」

【目 的】

門真市では、平成 22 年度から 31 年度までの 10 年間を計画期間とする「門真市第 5 次総合計画」で掲げたまちづくりの将来像である「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現をめざし、施策体系に基づく事務事業を推進しておりますが、これらの事務事業に対して、従来の市内部での評価に加えて、市に暮らし、働き、学ばれている「生活者」である市民の視点による評価を行うものです。

このため、「市民ご意見番」を公募してアンケート調査を実施することにより、各事務事業に対する市民ニーズを把握し、今後のより効率的・効果的な事務事業の実施を図るための基礎資料とすることを目的に実施しています。

【対 象】

公募市民（門真市内在住・在勤で 18 歳以上） 【平成 28 年度：371 名】

【内 容】

「門真市第 5 次総合計画」に定めた 6 つのまちづくりの基本目標ごとに、各基本目標に属する事務事業について、「重要度」「満足度」それぞれについて 5 段階による評価を行います。

【調査時期】

平成 28 年 5 月 20 日（金）から 6 月 16 日（木）まで

【回 収 率】

80.1%（回収数/配布数 297/371 件）

今後の門真市における『環境教育・環境学習』の方向性

地球温暖化など環境の悪化が顕在化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって喫緊の課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、全市民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要となっています。

これらのことから、平成 27 年 3 月に策定した『門真市環境基本計画』においては、「環境学習の推進」を 4 つの目標の第 1 に掲げ、横断的に取り組む方針としています。

<環境教育・環境学習の定義>

本市における『環境教育・環境学習』については、現在、行政主体に取り組むものを「環境教育」、市民等が自主的に取り組むものを「環境学習」と考えておりますが、正式な定義は行っておらず、内容、方向性などが明確化されたものはございません。

他市においては、下記イメージで方針等を策定しているところもあります。

本市としては、まず、『環境教育・環境学習』をよりの確に取り組むにあたり、その定義、方向性等の明確化も重要と考えております。

【環境教育・学習基本方針のイメージ】



<他市の取組例>

- ◆幼稚園・保育所、小・中学校への出前講座
- ◆自然散策と生物観察
- ◆環境講座・教室

<門真市の環境教育・環境学習に取り入れるべきもの>

門真市環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属
1号 学識経験者	浦邊 真郎	福岡大学大学院工学研究科客員教授
	三輪 信哉	大阪学院大学国際学部准教授
	福岡 雅子	大阪工業大学工学部環境工学科准教授
2号 関係行政機関	八木 優	大阪府守口保健所衛生課長
	上野 秀樹	大阪府枚方土木事務所維持保全課長
3号 市長が必要と 認める者	東野 信之	門真市自治連合会 脇田校区連合会長
	乾 明雄	門真市 PTA 協議会
	岩田 清恵	門真市消費生活研究会
	大西 康弘	守口門真商工会議所 大峰化学(株)代表取締役
	長崎 達夫	パナソニック(株)品質・環境本部環境経営推進部 部長
	奥田 昶	公募市民
	金生 則夫	公募市民

門真市環境基本条例

平成25年 9 月30日門真市条例第28号

門真市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 基本施策（第7条）

第3章 総合的かつ計画的推進（第8条―第15条）

附則

門真市は、先人たちが平坦な低湿地帯を活かし、水路に田舟が行き交う中でれんこん栽培などの農業を発展させ、くすのきの大木で知られる薫蓋樟などの社寺林とともに水と緑の織り成す環境の下で自然と共生し、歴史と文化を育んできました。

しかしながら、産業の発展による急速な都市化の進行によって、産業文化都市へと変貌するとともに農地は減少し、水路利用の変化と相まって、かつての身近に自然と触れ合うことができる環境は様変わりしました。

また、資源やエネルギーの大量消費に支えられたライフスタイルや事業活動は、生活環境に大きな影響を与えると同時に、地球環境へも負荷を与えるようになったことから、地球温暖化や生物多様性、ごみ、公害など幅広い環境問題が私たちの生活に密接に関わっていることを認識し、低炭素社会や循環型社会など、持続可能な社会づくりを進めていくことが必要とされています。

かけがえのない地球を守り、人の健康や生態系等に対する「安全・安心」の確保を前提に、健全で恵み豊かな環境を保全し、良好で快適な環境の創造に取り組み、将来に引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務です。

私たちは、市、市民、事業者の協働により、自然と人との触れ合いが保たれ、地球に優しいまちづくりを進め、より良い環境を次の世代に継承していくことを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化等の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気及び土壌の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下並びに悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、全ての市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、循環型社会を構築し、大気、水、土壌その他の環境を良好に保ち、持続可能な社会を実現することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるまちの実現を目的として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市、市民及び事業者が自らの課題として認識し、事業活動及び日常活動において環境への負荷の低減を図ることにより、自主的かつ積極的行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市域の地域特性に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者等との協働の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全のため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造について自ら取り組むと共に、市が実施する施策に協力し、事業者及び市と協力し、及び協働の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境の適正な保全及び創造を図り、

地球環境の保全に努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再生資源の利用等の環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する施策に協力し、市及び市民と協働の推進に努めなければならない。

第2章 基本施策

(基本施策)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等により環境への負荷の低減を促進すること。
- (2) 住みよい安全で快適な美しいまちを実現するために生活環境の保全及び環境の美化を行うこと。
- (3) 市民の安全を確保するために公害の防止及び公害に係る対策を行うこと。
- (4) 自然と豊かにふれあい、共生できる環境を保全及び創造し、それを継承すること。
- (5) 健全な経済の発展が図られ、環境と事業活動等との調和に配慮しつつ、市の発展が持続されること。
- (6) 資源を維持しつつ活用するため、多様な主体による取組を促進すること。

第3章 総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向性
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定しようとするときは、市民、事業者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第14条に規定する門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境の状況等の公表）

第9条 市長は、市の環境の状況並びに環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（公共施設の整備等）

第11条 市は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備に当たっては、その計画的配置に努め、環境への負荷の低減を図り、快適な環境の形成に資することとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第12条 市は、市民、事業者等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境に関する教育及び学習の振興等）

第13条 市は、市民、事業者等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれに資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに市民及び事業者等が自発的に行う環境に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境に関する必要な情報を市民、事業者等に適切に提供するように努めるものとする。

（環境審議会）

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1） 環境基本計画に関する事項

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第15条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

（門真市生活環境基本条例の一部改正）

3 門真市生活環境基本条例（昭和48年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（基本的施策） 第5条 市長は、第2条の規定に基づき次に掲げる事項について関係機関と協力して必要な措置を講じ、その実現に努めなければならない。	（基本的施策） 第5条 市長は、第2条の規定に基づき次の各号に掲げる事項について関係機関と協力して必要な措置を講じ、その実現に努めなければならない。

(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、市民の健康で文化的な生活環境を保持し向上させるための施策	(1) 略 (2) 公害の防止 (3) あき地の清潔保持 (4) 略 (5) 略 (6) 前各号に定めるもののほか、市民の健康で文化的な生活環境を保持し向上させるための施策
--	---

(門真市美しいまちづくり条例の一部改正)

4 門真市美しいまちづくり条例（平成13年門真市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第7条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、門真市生活環境基本条例（昭和48年門真市条例第20号）第5条の規定に基づき、市民の健康で文化的な生活を保持するため、生活環境の美化に関する行動の基本となる事項その他必要な事項を定め、これらを市、市民及び事業者が一体となって取り組み、市域の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

門真市環境審議会規則

平成25年 9 月30日門真市規則第51号

改正

平成26年 3 月31日門真市規則第35号

門真市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、門真市環境基本条例（平成25年門真市条例第28号）第14条第 4 項の規定に基づき、門真市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことがで

きる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部環境政策課において行う。

一部改正〔平成26年門真市規則35号〕

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日門真市規則第35号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。